

川棚川内水面振興協議会規約

(名称)

第1条 この会は、川棚川内水面振興協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、川棚川流域における漁場利用関係を適切にし、水産動物資源の保護培養を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は次の委員で組織する。

- (1) 関係町担当課長
- (2) 採捕関係者
- (3) 本協議会が特に定めたもの

2 協議会に顧問を置くことができる。

(役員)

第4条 協議会に、会長1名、副会長1名、監事2名を置く。

- 2 役員は委員の互選により選任する。
- 3 任期は2年とし、再任は妨げないものとする。
- 4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

6 監事は、協議会の会計監査を行う。

(漁場監視員)

第5条 協議会に漁場監視員8名以内を置く。

2 漁場監視員は、協議会の指示により業務を遂行しなければならない。

(事務局等)

第6条 協議会の業務の適正な執行のため、事務局を置く。

(1) 協議会の所在地は会長の居住する町の役場内とする。

(2) 事務局長は第3条(1)から会長が任命する。

(3) 協議会の庶務は、事務局長が統括し、及び処理する。

(事業)

第7条 協議会は次の事業を行なう。

(1) 水産動物の繁殖保護に関する事

(2) 漁場利用に関する事

(3) 漁場に関する監視指導に関する事

(4) 長崎県内水面漁場管理委員会との連携、協議運営に関する事

(会議)

第8条 協議会の会議は、年1回開催し、必要な場合は臨時に開催する。

(経費)

第9条 協議会に必要な経費は、別に定める協力金のほか、負担金、助成金、寄付金等により充てる。

(会計)

第10条 協議会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に対し必要な事項は、会長が定める。

附則

1 この規約は、令和5年6月4日から施行する。